箕面市子育て応援ガイドブック広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、箕面市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第７条に基づき、市が発行する「箕面市子育て応援ガイドブック」（以下「子育て応援ガイドブック」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第２条　子育て応援ガイドブックに掲載する広告は、市から広告掲載取扱業務の委託を受けた事業者（以下「広告取扱事業者」という。）が募集した広告とし、その範囲は、要綱第３条に定めるところによる。

（広告の掲載場所）

第３条　広告の掲載可能場所は、行政情報と広告ページを完全に独立して掲載する。

（広告料）

第４条　広告料は、事業者の定めるところによる。

（広告の規格等）

第５条　広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ：Ａ４（縦２９．７㎝×横２１．０㎝）

２　広告欄内の上部に、「広告」の文言を記載することとする。

（広告の掲載期間）

第６条　広告の掲載期間は、6 月から翌年 5 月までとする。

（広告取扱事業者の募集及び選定）

第７条　広告取扱事業者は市の広告基準・規定を確認し、業種を選定、広告申込意向があった企業の協賛契約審査を実施し決定するものとする。

（広告原稿の作成等）

第８条　広告取扱事業者は、市が指定する期日までに広告原稿を提出し、市の承認を受けなければならない。

第９条、この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１０月１７日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年５月１２日から施行する。